

## 静岡市手数料条例の一部改正について

静岡市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年6月11日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

住民基本台帳カードの交付又は再交付	1枚につき 500円	を
-------------------	------------	---

」

「

住民基本台帳カードの交付又は再交付	1枚につき 500円	に
個人番号の通知カードの再交付	1枚につき 500円	

」

改める。

第2条 静岡市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

住民基本台帳カードの交付又は再交付	1枚につき 500円	を
個人番号の通知カードの再交付	1枚につき 500円	

」

「

個人番号の通知カードの再交付	1枚につき 500円	に
個人番号カードの再交付	1枚につき 800円	

」

改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。